内閣官房

デジタル社会の実現に向けた取組

令和４年９月15日

内閣官房情報化推進委員会

# １　基本事項

## 目的

本計画は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定。以下「重点計画」という。）の策定を受け、内閣官房におけるデジタル社会の実現に向けた具体的な取組等について取りまとめるものである。

内閣官房は、内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長たる内閣総理大臣を直接に補佐・支援する機関として、内閣の庶務、内閣の重要政策の企画立案・総合調整、危機管理等を担っているところ、今般、「重点計画」が策定されたことに伴い、内閣官房の特殊性を踏まえつつ、デジタル社会の実現に向けた取組を推進する。

## 現状と課題

内閣官房は、他の府省と異なり、内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長たる内閣総理大臣を直接に補佐・支援する機関として、内閣の庶務、内閣の重要政策の企画立案・総合調整、危機管理等を担っている。当該特性から、内閣官房には、国民や民間企業等を直接の対象とし一連の行政手続を経て給付その他の受益をもたらす行政サービス等を、制度主管として担っているものがほとんどなく、また、保有行政データについても、民間等での活用になじまないものや高い秘匿性が求められているものがほとんどである。

また、内閣官房を構成する各組織（内閣官房文書取扱規則（平成23年３月30日内閣総理大臣決定）第３条第10号に規定するものをいう。以下「部局」という。）は、そのつかさどる事務の性格上、内閣官房長官の統轄のもと、それぞれ高度の独立性、自律性を保持している。

さらに、内閣官房では、職員が行政の組織活動を実施するための基盤システムとなるLAN機能については、主に内閣府が運用している内閣府LAN（共通システム）を利用している。

加えて、内閣官房が独自に所管する情報システムの大半は治安、安全保障等に係る業務に関するもので、秘密保持及び情報セキュリティの観点から、運用・管理する職員を含め極めて慎重な取扱いが必要である。

## 計画目標

上記１.（２）「現状と課題」で記載した内閣官房の特殊性に十分に留意しつつ、一方で「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年12月６日）、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）及び重点計画の趣旨を十分に踏まえ、主に内閣官房所管情報システムの改革（システム改修に係る経費削減、運用等経費削減）を着実に推進する。

また、内閣官房が所管する情報システムは、治安、安全保障等に係るという性格が大きいことから、大規模地震災害を始めとする自然災害、国民の生命・身体・財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態を想定し、業務継続性を確保する取組を推進していく。

# ２　デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

1. デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

①　情報システムの刷新

上記１.（２）「現状と課題」で記載したとおりであるが、当該内閣官房の特殊性に十分に留意しつつ、内閣官房各部局において、ガバメント・クラウドやガバメントソリューションサービスの活用について検討を進める。

情報共有システム（JISP）、行政事業レビューシートシステム（仮称）は令和５年度からガバメント・クラウドを活用する予定である。また、内閣官房職員が行政の組織活動を実施するための基盤システム（現在の内閣府LAN）については、令和５年度からガバメントソリューションサービスを活用する計画である。

②　システム改修に係る経費等削減の取組

上記１.（２）「現状と課題」で記載したとおりであるが、当該内閣官房の特殊性に十分に留意しつつ、内閣官房各部局において、システム更改時に機器構成や保守形態、機能の見直し等を行うことにより、必要最小限のコストでデジタル化効果の最大化を目指す。

　労働判例検索システムを令和５年末で運用廃止を検討するなど、運用継続性の必要性が低下した機能については縮減又は廃止を積極的に検討していく。

　システム更改時の詳細設計時には、機能の削減や運用経費の削減も十分考慮した設計を行うことでコスト削減を実現させる。

③　クラウドサービスの利用の推進

上記１.（２）「現状と課題」で記載したとおりであるが、当該内閣官房の特殊性に十分に留意しつつ、内閣官房各部局においては、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」に沿って、これまでもクラウドサービスの利用を進めてきており、さらにガバメント・クラウドをはじめとしたクラウドサービスの利用について検討を進める。

　　　④　デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

　上記１.（２）「現状と課題」で記載したとおりであるが、当該内閣官房の特殊性に十分に留意しつつ、各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した業務改革（BPR）を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用等経費及び改修経費の３割削減によるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

また、利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、ネットワーク更改等を契機に、ガバメントソリューションサービスへ移行するため、デジタル庁と連携して取組を進める。

このため、ＰＭＯに各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウドやガバメントソリューションサービス移行に当たって、集中的にBPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、ＰＭＯにおいて実施状況を監理する。

　　　⑤　実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

　本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつＰＭＯにおいて同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、ＰＭＯ・ＰＪＭＯの推進体制の強化を図る。

1. 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保

①　情報セキュリティ対策

内閣官房では、内閣官房情報セキュリティポリシー（令和４年３月25日最高情報セキュリティ責任者（内閣総務官）決定）に基づき、毎年度、内閣官房情報セキュリティ委員会の審議を経て、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画（対策推進計画）を策定しているところ、引き続き、同計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、必要に応じて、適切かつ柔軟に同計画の見直しを行っていくこととする。

②　個人情報保護

内閣官房では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に則り、内閣官房保有個人情報等管理規程（平成17年３月23日内閣総理大臣決定）等を定めており、毎年度、職員に対して研修等を行うものとする。

③　業務継続性の確保

災害時等における業務継続性が必要になるシステムについては、所管部局において「運用継続計画」を策定済みあるいは今年度中に策定する予定である。また、内閣総務官室においては、当該「運用継続計画」について毎年度、更新等の照会を行っている。近時、自然災害が多発していることも踏まえ、引き続き、情報システム災害時等における業務継続性の確保を徹底する。

1. 価値を生み出すITガバナンス

　　①　推進体制

　本計画の策定及び推進に関する事務は、内閣官房情報化推進委員会設置要綱（平成13年１月６日内閣総務官決定）に基づく内閣官房情報化推進委員会（以下「委員会」という。）が行う。

　②　ITガバナンス

　上記１.（２）「現状と課題」で記載内閣官房の特殊性を踏まえ、内閣官房においては、一義的に各部局が、基本法及び推進方針に基づく実行計画及び本計画に掲げる個々の取組その他の行政情報化推進のための取組を主導的に実施するものとする。

内閣総務官は、デジタル統括責任者として、委員会において内閣官房の行政情報化推進に関する事務を統括する委員長に位置付けられていることから、各部局における取組に対し指導又は助言を行う。

　③　人材確保・育成

内閣官房では、2016年度以降、一般職員の情報リテラシーの維持・向上を主眼として、「内閣官房におけるデジタル人材確保・育成計画」を策定しているところ、引き続き、同計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、必要に応じて、適切かつ柔軟に同計画の見直しを行っていくこととする。

　　　④　広報

　　　　上記１.（２）「現状と課題」で記載したとおりであるが、当該内閣官房の特殊性に十分に留意しつつ、内閣官房各部局においては、政策や重要情報を効果的に発信するために、PCの他にスマートフォンやモバイル端末に対して情報を発信する。また、日本語を母国語としない利用者を考慮し、日本語以外の言語でも情報を提供する。